

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年8月5日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称		代表者の氏名
	申請者、製造業者の住所		
	遊技機の種類		
	型式名		検定番号
	有効期間		
129	株式会社 サンスリー		金沢 学模
	名古屋市千種区今池三丁目9番21号		
	回 胴 式 遊 技 機		
	L 聖闘士星矢黄金十二宮TG		6S0644
	令和 8 年 8 月 5 日 から 3 年間		
130	株式会社 三洋物産		盧 昇
	名古屋市千種区今池三丁目9番21号		
	ぱ ち ん こ 遊 技 機		
	P 大海物語 4 スペシャルプラスRCA		6P0595
	令和 8 年 8 月 5 日 から 3 年間		
131	株式会社 三洋物産		盧 昇
	名古屋市千種区今池三丁目9番21号		
	ぱ ち ん こ 遊 技 機		
	P 大海物語 5 スペシャルALTA2		6P0107
	令和 8 年 8 月 5 日 から 3 年間		
132	株式会社 三洋物産		盧 昇
	名古屋市千種区今池三丁目9番21号		
	ぱ ち ん こ 遊 技 機		
	e 大海物語 5 スペシャルLTD		6P0686
	令和 8 年 8 月 5 日 から 3 年間		
133	株式会社 オニオン		山岡 尚行
	大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号		
	回 胴 式 遊 技 機		
	L ハイハイシオサイReTC		6S0551
	令和 8 年 8 月 5 日 から 3 年間		

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年8月5日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称		代表者の氏名	
	申請者、製造業者の住所			
	遊技機の種類			
	型式名		検定番号	
	有効期間			
134	株式会社 ニューギン		新井 宏明	
	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地			
	ぱちんこ遊技機			
	e花の慶次～雲のかなたにH		6P0668	
	令和8年8月5日から3年間			
135	株式会社 SANSEI LAB		山本 和弘	
	名古屋市中区丸の内二丁目11番13号			
	回胴式遊技機			
	L牙狼闇を照らす者CJ		630449	
	令和8年8月5日から3年間			
136	山佐 株式会社		佐野 慎一	
	岡山県新見市高尾362番地の1			
	回胴式遊技機			
	Lパチスロバリピ孔明YE05H		6S0292	
	令和8年8月5日から3年間			
137	株式会社 ミズホ		樋口 勝久	
	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟			
	ぱちんこ遊技機			
	P電音部ZME		610251	
	令和8年8月5日から3年間			
138	株式会社 ミズホ		樋口 勝久	
	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟			
	回胴式遊技機			
	LラグナドールZI		531159	
	令和8年8月5日から3年間			

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年8月5日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称	代表者の氏名
	申請者、製造業者の住所	
	遊技機の種類	
	型式名	検定番号
	有効期間	
139	株式会社 大都技研	木原 海俊
	東京都台東区東上野一丁目1番14号	
	ぱちんこ遊技機	
	e／Re：ゼロから始める異世界生活鬼がかり2／M24	610550
	令和8年8月5日から3年間	